

国土交通省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
188	B	地方に対する規制緩和	11.その他	市町区村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止	登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市町区村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	【現行制度の概要、支障等】 租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市町区村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000～7,000件と件数が多く、職員負担となっている。 また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の図の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市町区村長で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。 【報酬り110番における国の見解について】 国の「規制改革・行政改革ホットライン(報酬り110番)」に対し、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。 しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっているに過ぎないことなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考えられる。 【住宅用家屋証明の登録免許税以外の用途について】 また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているもの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考えられる。 なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。	市町区村における住宅家屋証明の交付事務に係る負担が軽減される。 住民にとっても、住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、利便性が向上する。	租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条 租税特別措置法施行規則第25条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町区村長の証明事務の実施について(昭和59年5月22日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号)	法務省、国土交通省	指定都市市長会			旭川市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、文京区、八王子市、藤沢市、長野県、豊橋市、半田市、豊田市、岸和田市、山陽小野田市、高松市	○当市では住宅家屋証明の年間証明発行件数に占める割合は約0.2%と少ないが(約57,500件中150件)、審査事例が年々複雑化しており国交省が発行しているガイドラインだけでは判断が難しい事例もままある状況であり、1件にかかる時間が重くなっている。今回の提案が見込めないであれば証明要件を緩和し、審査そのものを簡素化する必要もあると考える。 ○住宅用家屋証明書の発行件数は増加傾向にあり、電話による問い合わせ対応を含め、証明事務への負担が増加している。 ○住宅用家屋証明書の取得はほとんどの場合、司法書士などが登記手続きとともに代行しているが、その手間が代行費用に反映され、住民に余分な負担を強いている。住宅用家屋証明書が不要になれば、住民の費用負担も軽減されることが期待できる。また、当市の事例として、国の通達に基づき不備のない証明書を発行しているにもかかわらず、住宅用家屋証明書の交付時点と登記手続き時点の住所が異なることにより、申請者から修正・再発行を求められることがあつた。法務局において住宅用家屋証明書の発行要件と同様の審査を行うことで、このようなことがなくなり、住民の利便性も向上する。 ○行政側では、当市では、近年、大規模の集合住宅等が急増しており、開発業者側と協議し、50件単位の申請を計画的に分散して申請していただくなど、懸命に交通整理している状況である。このような工夫をしても、実際は、各棟の繁忙期には、他の窓口業務に大きな影響を及ぼしている。特に未入居の案件では、賃貸ではなく自己物件の場合、不正防止(セカンドハウスの防止)のため、現有家屋の売却までを確認する必要があることから、行政側の負担となっている。 当該事務は、市にとって1,300円の手数料が入るが、大量の申請があつた場合、時間外労働となる場合も多く、実際のコストは、歳入を超過しているものと推察される。市内に新規住宅が増え、税源の源泉となることは非常に喜ばしいことではあるが、歳入面においても市町村の事務とするメリットがほとんどないのと、申請者側の負担も大きいので、法務局においてワンストップサービス化が実現できれば、申請する市民側にも大きな負担軽減となる。特に、現行は、市町区村長あての申請書中の「物件の表示」の説明資料となる登記簿謄本等は、法務局でのワンストップ化を進めた場合、不要となるので、申請する市民にとって大きな負担軽減となる。 ○提案市と同様、住宅用家屋証明の交付事務については、書類審査のみであるため、あえて市町村が判断する要素がなく、法務局においても同様の審査は可能であると考えられる。 また、国土交通省通知に基づき審査を行っているが、記載のない部分について、市町村によって判断が異なる恐れがある。住宅用家屋証明の取得に必要な書類は法務局での登記手続きの添付書類と重複しているため、先に表題登記申請をした場合、図面や上申書等の書類を法務局へ提出したため、それらの書類が手元になく、審査に時間がかかったり、住民に負担を課すといった支障が生じている。	住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市町区村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。 なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、今後の提案事項については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要がある。その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。	本提案は、法定受託事務である市町区村における証明書の発行事務を廃止すること、言い換えれば、証明書のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めている。証明書そのものの存在を否定している訳ではない。 もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市町区村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも否かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の主体(窓口)の見直しを比較すれば、前者の方が社会に与える影響等は大きく、前者のみを検討した場合には、そのハードルの高さから、対応困難と結論付けられるのではと危惧している。ついては、後者に関して先送りすることなく、実現に向けて前向きにご検討いただきたい。 なお、関係府省へのヒアリングの際に国土交通省が提示した資料では、「市町区村以外においても対応可能なものであるか精査」とされているが、審査対応に関しては、建設省住民発第32号通知(昭和59年5月22日最終改正令和3年4月1日)にて、「申請者より提出された書類等により行うものとされており、市町区村以外の機関においても十分に対応可能であると考える。

国土交通省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			<p>○国税の軽減措置のための証明に関する事務が市区町村の負担となっている現状に照らすならば、市区町村に事務負担を押し付けたくないよう、現行制度は見直すべきではないか。</p> <p>○地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点から、関係府省間で連携しつつ、提案を実現する方向で検討いただきたい。</p>	<p>住宅用家屋証明発行事務の廃止については、現行制度による市区町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、審査主体の見直しの可否の前提として、現行税制の基礎となる要件審査の在り方やその見直しの可否を検討しているところであり、要件審査を見直すとした場合に代替措置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討してまいります。</p> <p>また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっているところ、今般の提案事項は、令和4年度税制改正の検討過程における要件審査の検討とあわせて検討する必要があることから、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階まで明らかでない旨、ご留意いただきたい。</p> <p>なお、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提案自治体からの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による証明発行事務の廃止であるとの前提で、現行制度の在り方につき検討を進めているところである。</p>	<p><令3> 5【国土交通省】 (10) 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省)</p> <p><令4> 5【国土交通省】 (17) 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、専ら住宅用の家屋を取得等した個人が住宅の用に供することとする要件(施行令41条)の審査に係る市区町村の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省)</p>	検討中	令和5年中に結論を得る	令和4年度税制改正により、住宅用家屋の所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置(73条等)の対象となる住宅用家屋の築年数要件を緩和したこと、市区町村の事務負担が一定軽減される見込み。申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について、引き続き検討中。	早急に検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。